

浄水場運転管理にかかる夜間異常時対応における勤務体制の見直しについて

浄水場技能職員の夜間勤務体制については、令和4年11月に、より効率的な業務運営体制とするべく、「宿直制度」の導入について労働組合に提案し協議を続けてきたが、諸課題があるとして合意に至っていない状況にあったため、宿直制度導入に伴う諸課題の解決に向け、令和6年4月から新たな変形労働時間制（いわゆるシフト制度）を暫定導入してきた。

この間、変形労働時間制（シフト制度）を運用してきたところ、宿直制度における運営面の課題である職員の多能工化や夜間異常時対応の未経験者の理解については一定の進展が見られたものの、依然として、職場への長時間拘束等の勤務制度面の課題については、職員の理解が十分に得られていない状況にある。

こうした状況を踏まえ、浄水場技能職員の夜間勤務体制については、これまでと同様、効率的な業務体制の構築には宿直制度が有効であるとの方針のもとで、勤務制度面の課題に対応したものとして、従事時間等を一部見直した「変則勤務型・宿直制度」を導入してまいりたい。

1 「変則勤務型・宿直制度」の概要

夜間を含む勤務について、ヒル時間帯（通常：8：45～17：15）とヨル時間帯（通常：17：15～翌1：30）を1勤務とし、インターバル時間（自由時間）（通常：1：30～1：45）を経て、アケ時間帯（通常：1：45～8：45）を宿直として従事し、翌日の昼間勤務についてはヨル時間帯に勤務したことによる振替休とする勤務制度

2 勤務時間及び宿直時間（当初案から見直し）

(1) 昼間勤務

勤務時間	8：45～17：15（12：15～13：00）
------	-------------------------

(2) 夜間を含む勤務

勤務時間	通常	8：45～翌1：30（12：15～13：00、19：00～19：30）
------	----	-------------------------------------

	早出	8：30～翌1：15（12：15～13：00、18：30～19：00）
--	----	-------------------------------------

インターバル時間	通常	1：30～1：45
----------	----	-----------

	早出	1：15～1：30
--	----	-----------

宿直時間	通常	1：45～8：45
------	----	-----------

	早出	1：30～8：30
--	----	-----------

※ 上記（ ）内は休憩時間

3 対象所属及び対象職員等（当初案から変更なし）

(1) 対象所属 柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場、設備保全センター

(2) 対象職員 対象所属の全技能職員

（ただし夜間勤務において就業上の配慮すべき者は除く。）

(3) 宿直場所 柴島浄水場、設備保全センター：柴島浄水場総合管理棟休養室等
庭窪浄水場、豊野浄水場：各管理棟休養室

4 勤務日及び休日（現行の変形労働時間制（シフト制度）から変更なし）

- ・ 1か月単位の変形労働時間制を採用し、所属ごとに勤務日等を割り当てる（休日・夜間において各所属2名）。
- ・ 職員ごとの勤務日等の指定は、場長又は所長が当該月の初日の3日前の日までに本人に通知する。（指定した勤務日等は、特に必要と認める場合を除いて変更は認めない。）

5 宿直手当（当初案から見直し）

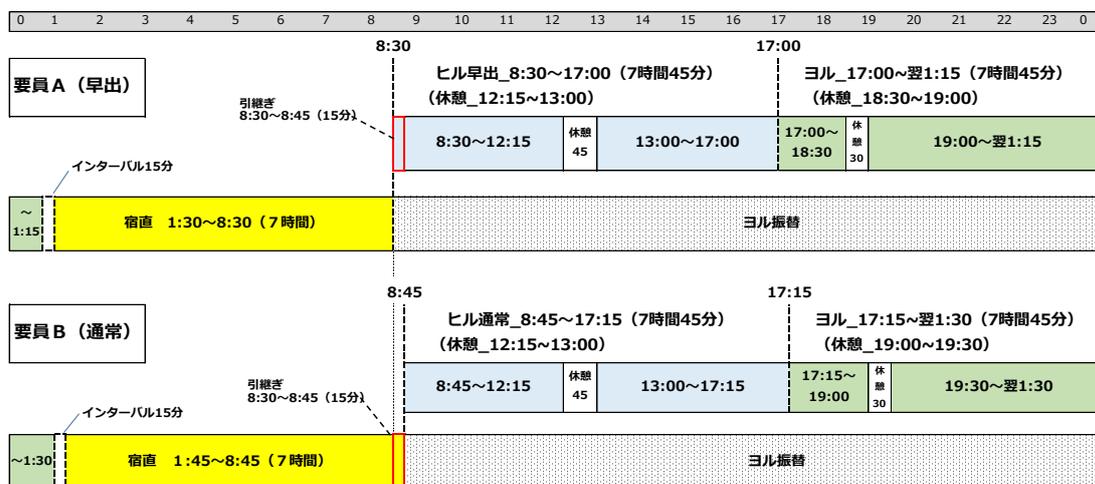
1回当たり 5,800円

ただし、市長部局での例にならい、日常的な管理・監督に比して緊張度が高い場合や突発的な事態に対処・指導する必要がある業務に該当するとして、これに800円を加算する。

6 実施年月日

2025（令和7）年4月1日

夜間を含む勤務における勤務・宿直時間のイメージ



※ 昼間の人員体制に影響を及ぼさない範囲で、上記勤務形態以外にヨル勤務及び宿直の勤務パターンも可能とする。